

## 森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書

国土の3分の2を占める森林は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、森林の整備や保全等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

島根県内では、森林環境譲与税を間伐等の森林整備や路網整備、高性能林業機械の導入、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、市町村の推進体制の強化に活用されており、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着・拡大による林業振興と森林保全の両立に向け、行政と民間が一体となり取り組んでいる。

しかしながら、森林を多く抱える山間部の市町村に於いては、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが所有者不明や境界未確定森林の存在等により想定以上のコストがかかることが見込まれ、間伐・路網等の森林整備や人材育成、担い手の確保等の取組を今後本格化させていくためにはさらなる財源が必要となっている。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林環境譲与税が森林整備等に一層活用されるよう、下記の事項について譲与基準の在り方について再検討し、必要な見直しを講ずること、加えて国の一般会計における林業予算を拡充することを強く要望する。

### 記

- 1 森林の整備と森林資源の活用を一体的に進める循環型林業を一層推進するため、森林環境譲与税については、森林整備を真に必要な森林の多い山間部の市町村への配分割合を高める抜本的見直しと強化を行うこと。
- 2 森林の有する公益的機能は、人工林のみで果たされるものではなく一体的に管理されるべき現状に鑑み、私有林人工林面積とされている算定基準に私有林天然林面積を含めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月15日

島根県邑南町議会

(意見書の提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
財務大臣  
内閣官房長官  
国土交通大臣